後期高齢者医療制度のお知らせ

■問い合わせ先
市民保険課保険班
☎53−3115

令和５年度の保険料率

均等割 55,500円（昨年度から据え置き） **所得割 10.50%**（昨年度から据え置き）

※後期高齢者医療制度の保険料は、全員に等しく負担していただく『被保険者均等割額』と所得に応じて負担していただく『所得割額』を合計して被保険者個人ごとに算出します。

令和５年度の保険料は次のとおり変更されます

◆被保険者均等割額の軽減対象の範囲が変わります

軽減割合	軽減後の被保険者均等割額	同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計額	
		変更前	変更後
７割	16,650円	４３万円＋１０万円×(給与・年金所得者数−１)以下	**現行どおり**
５割	27,750円	４３万円＋(２８万５千円×被保険者数)＋１０万円×(給与・年金所得者数−１)以下	**４３万円＋(２９万円×被保険者数)＋１０万円×(給与・年金所得者数−１)以下**
２割	44,400円	４３万円＋(５２万円×被保険者数)＋１０万円×(給与・年金所得者数−１)以下	**４３万円＋(５３万５千円×被保険者数)＋１０万円×(給与・年金所得者数−１)以下**

保険料等の詳しい内容については、７月中旬に送付する後期高齢者医療保険料額決定通知書に同封するリーフレットをご覧ください。

保険料額決定通知書兼納付通知書と新しい保険証を発送します

保険料額決定通知書兼納付通知書は ７月中旬に発送予定です

個人ごとの令和５年度保険料額・納付方法は、同封する保険料額決定通知書等でご確認ください。なお、納付方法は、以下のいずれかの方法となります。

特別徴収（年金天引き）

原則として、年金の受給額が年額１８万円以上の方で、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の２分の１を超えない方は、年金から天引きされます。

普通徴収

特別徴収の対象とならない方は、納付書または口座振替により市へ納付をお願いします。

（注）同一世帯の中で、被保険者や世帯主の前年中の所得が決定できていない人がいる場合、保険料軽減判定ができませんので、所得申告をお願いします。

新しい保険証は ７月下旬に発送予定です

今年度の被保険者証は"黄色"

黄色

現在お使いの**後期高齢者医療被保険者証**の有効期限は、７月３１日です。新しい保険証は７月下旬にお届けします。また、**後期高齢者医療限度額適用認定証、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証**の有効期限も７月３１日までです。現在認定証をお持ちの方で８月からも該当の方には、新しい認定証をお届けします。

国保のお知らせ

国保税の納税通知書は７月中旬に発送します

国保税の詳細については、納税通知書に同封するお知らせ文書をご覧ください。

国保税は、国保を支える財源です。加入者の皆さまには、ご負担をお掛けすることになりますが、ご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ先】
市民保険課保険班 ☎53・3115

税率等内訳

区分	国保税		
	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	※令和４年中の総所得金額等−基礎控除（４３万円）		
	８.５％	３.０％	２.４％
均等割（※１）	※加入者１人につき		
	２６,４００円	８,４００円	９,０００円
平等割	※１世帯につき		
	２０,０００円	８,０００円	７,０００円
最高額	※１世帯につき		
	６５万円	２２万円	１７万円

（※１）未就学児に係る均等割額は２分の１を減額します。

・後期高齢者支援金分を全被保険者に、介護納付金分は、４０歳以上６４歳以下の方に、国保税として負担していただいています。
・所得により、均等割・平等割の７割、５割、２割を軽減する制度があります。
・災害や生活困窮等により国保税の納付が困難な場合、申請により減免されることがあります。

入院・外来診療時における医療費の限度額適用制度について

入院または外来診療を受けた場合、医療機関で電子的確認を受けるか、**限度額適用・標準負担額減額認定証**または**限度額適用認定証**を窓口でご提示いただくと、医療機関ごとの医療費の支払いが自己負担限度額までとなります(保険適用外分は除く)。自己負担限度額と食事代(標準負担額)は所得区分によって違います。

認定証の有効期限は毎年７月３１日までとなり、毎年更新の手続きが必要です。

非自発的失業者の方へ国保税が軽減できます

会社の倒産や解雇、雇用期間満了など非自発的な理由で失業した６５歳未満の人(雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者)の国保税については、失業した翌日からその翌年度末までの期間、前年所得の給与所得を30／100として算定します(基準を満たせば７・５・２割軽減を適用)。高額療養費等の所得区分の判定についても、給与所得(前年)を30／100として判定します。

【手続きに必要なもの】
雇用保険受給資格者証または**雇用保険受給資格通知**

令和5年度国民健康保険被保険者証が発送されます

令和５年８月から使用する新しい**国民健康保険被保険者証**を令和５年７月中旬〜下旬に世帯主宛に郵送します。被保険者証が届いたら必ず内容をご確認ください。

特定疾病療養費受療証についても令和5年7月中旬〜下旬に郵送します。８月以降は新しい証をお使いください。

現在お持ちの証は８月以降に細かく破るなどして確実に処分してください。

保険証と高齢受給者証が一体化されます

７０歳から７４歳までの方に交付している高齢受給者証(黄色)が保険証と一体化され、**国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証**となります。

そのため、今年度から高齢受給者証の郵送はありません。

他の健康保険に加入していませんか

「就職して健康保険ができた」「家族の健康保険の扶養に入った」など、他制度の健康保険に加入しているのに国民健康保険の新しい被保険者証が届いた場合、国保脱退の届出が必要です。

国保の保険証、新しい保険証、届出者の本人確認書類（運転免許証など）をお持ちの上、市民保険課、または香北・物部支所市民生活班で手続きをしてください。